

5 消安第 2359 号
令和 5 年 10 月 1 日

農林水産消費安全技術センター理事長殿

農林水産省消費・安全局長

「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」の一部改正について

今般、新たな普通肥料の公定規格として菌体りん酸肥料が追加されることを踏まえ、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について」（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8798 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしたので、御了知ありたい。